

平成 28 年度岡山県計画に関する 事後評価（案）

平成 29 年 月

岡山県

平成 30 年 月（追記）

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

行った

(実施状況)

- ・平成 29 年 6 月 5 日 医療対策協議会において議論
- ・平成 29 年 6 月 6 日 介護保険制度推進委員会において議論
- ・平成 30 年 5 月 31 日 医療対策協議会において議論
- ・平成 30 年 6 月 5 日 介護保険制度推進委員会において議論

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

- ・複数年度事業について、実施年度ではなく国に承認された年度計画の事後評価に記載されるのが、閲覧する上でわかりにくい。
(平成 29 年 6 月 5 日 医療対策協議会意見)
- ・基金事業の予算を効率的に執行してもらいたい。
(平成 29 年 6 月 6 日 介護保険制度推進委員会意見)
- ・
(平成 30 年 5 月 31 日 医療対策協議会意見)
- ・
(平成 30 年 6 月 5 日 介護保険制度推進委員会意見)

2. 目標の達成状況

平成28年度岡山県計画に規定する目標を再掲し、平成28年度終了時における目標の達成状況について記載。

■岡山県全体（目標）

① 岡山県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

○本県の保健医療計画においては、在宅医療体制の充実・強化、医療従事者確保の取組などを通じて、医療が保健・福祉と連携をとりながら、質の高い医療サービスを地域において切れ目なく提供するための保健医療体制の確立を目標としており、本計画と目指すべき方向性は同じであることから、目標達成に向けた指標は、主に第7次岡山県保健医療計画で掲げたものを抽出して設定することとする。

○また、平成27年度から平成29年度までを計画とする第6期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画に基づき実施する介護施設等の整備や介護人材の確保の取組と整合性を保つ目標を設定することとする。

ア 医療機関の役割分担と連携

- ・医療機能の分化・連携を進めるため、地域の協議を踏まえ、回復期病床等必要な病床への転換を図る。
- ・慢性期病床から在宅医療への移行を進める。

イ 在宅医療・介護の確保

- ・内科診療所のうち在宅療養支援診療所の数の割合 32%→35%
- ・病院(精神科病院を除く)のうち在宅療養支援病院の数の割合 21.6%→25%
- ・自宅死亡者の割合 11.2%→13%

※各項目の目標値は平成29年度末の数値

ウ 介護施設等の整備

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 平成28年度整備数 8カ所
- ・認知症高齢者グループホーム 平成28年度整備数 2カ所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 平成28年度整備数 8カ所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 平成28年度整備数 1カ所
- ・認知症対応型デイサービス 平成28年度整備数 1カ所

エ 医療従事者の確保と資質の向上

- ・県北医療圏における医師数(精神科病院を除く) 362人→400人
- ・卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数 57人→64人
- ・県内どこでも救急医療が適切に提供される体制を構築するため、大学へ設置した寄附講座「救急総合診療医学講座」により、救急総合診療の地域への普及、救急総

合診療医を育成する。

- ・地域卒業医師だけでなく、より多くの医師、医学生が地域で働く意欲を持てるよう、大学へ設置した寄附講座「地域医療人材育成講座」による講義や地域医療実習などを通じて、地域医療を担う医師を育成する。

※各項目の目標値は平成 29 年度末の数値

オ 介護従事者の確保

- ・国の施策とあいまって平成 37 年までに介護職員の増加 11,300 人（平成 24 年対比）を目標とする。

- ・福祉人材センターを通じての就職数

平成 27 年度実績 125 人 → 平成 28 年度 150 人

- ・潜在的有資格者等再就業促進事業を通じての就職数

平成 27 年度実績 24 人 → 平成 28 年度 60 人

※11,300 人 介護職員の需給推計による数（需要数）

平成 37 年 平成 24 年

41,266 人－29,951 人＝11,300 人

□岡山県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

ア 医療機関の役割分担と連携

- ・回復期病床等必要な病床への転換では、平成 30 年度の施設整備に向けて、1 医療機関が地域医療構想調整会議で承認を得た。
- ・慢性期病床から在宅医療への移行では、慢性期病床数削減が113床であり、目標達成に向けて一定程度進んだ。

イ 在宅医療・介護の確保

- ・内科診療所のうち在宅療養支援診療所の数の割合が27.2%であったため、目標達成に向けて、研修や連携・調整会議等を通じて、地域内の診療所等のネットワーク化を図っていく。
- ・病院（精神科病院を除く）のうち在宅療養支援病院の数の割合が24.5%であり、目標達成に向けて一定程度進んだ。
- ・自宅死亡者の割合が11.4%であったため、であり、目標達成に向けて一定程度進んだ。

ウ 介護施設等の整備

- ・介護施設等の整備については、小規模多機能型居宅介護事業所 4 箇所、認知症高齢者グループホームの 2 箇所を整備した。

エ 医療従事者の確保と資質の向上

- ・県北医療圏における医師数が391人であったため、目標達成に向けて、大学とも連携しながら、地域医療センターを核として現状や今後の方向性を整理し

た。

- ・ 卒業後に県内の地域医療を担う医学部学生の数68人となり、目標達成に向けて一定程度進んだ。
- ・ 大学へ設置した寄附講座「救急総合診療医学講座」により、中山間地域で勤務する医療者を対象とする研修会を開催し、救急総合診療に対する理解を深めることができ、さらに、学生や研修医を対象としたOJTを実施し、救急診療及び総合診療の臨床能力を身につけ高めることができた。
- ・ 大学へ設置した寄附講座「地域医療人材育成講座」による講義や地域医療実習などを通じて、県内の地域医療を担う総合的な診療能力を有する医師の育成や、医師確保と地域医療の充実に関する教育研究を行うことができた。

オ 介護従事者の確保

- ・ 福祉人材センターを通じての就職数については129人となり、目標達成に向けて一定程度進んだ。
- ・ 潜在的有資格者等再就業促進事業を通じての就職者数については、25人となり、目標達成に向けて一定程度進んだ。

2) 見解

在宅療養支援診療所数、在宅療養支援病院数及び自宅死亡者の割合については目標には達しなかったが、今後これらの目標を達成するためには、より関係機関が協働し、地域特性に即した地域包括ケアシステムの構築に向けて継続していく取り組む必要がある。

医療従事者の確保は一定程度進んだが、引き続き県北医療圏の医師や県内の地域医療を担う医学部生の確保、看護師の離職防止に取り組む必要がある。

さらに、平成28年3月に策定した地域医療構想の実現に向け、地域医療構想調整会議において、地域包括ケアシステムの構築等、地域における様々な課題を解決するため、地域での実情を踏まえた議論を効果的に行う必要がある。

介護施設等の整備については、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期岡山県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等に基づき、地域密着型サービス施設の整備等を行う必要がある。

福祉・介護人材の就職数については、引き続き増加に向け、関係機関等と連携し効果的な取組を推進する必要がある。

3) 目標の継続状況

- 平成29年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 平成29年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 県南東部医療介護総合確保区域（目標）

- ① 県南東部区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標
 - ・医療機能の分化・連携を進めるため、地域の協議を踏まえ、回復期病床等必要な病床への転換を図る。
 - ・在宅医療と介護の連携については、患者のニーズに合った包括的かつ継続的な医療・介護サービスの提供が課題であり、基幹病院とかかりつけ医が機能分担する病病連携や病診連携の充実、地域において在宅療養を支援する医療・介護連携体制の強化を図る。
 - ・要介護状態等になっても、住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、在宅サービス等の充実・強化を図る。
- ② 計画期間
平成28年4月1日～平成33年3月31日

□ 県南東部医療介護総合確保区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ・医療機能の分化・連携や回復期病床等必要な病床への転換を推進するため、地域医療構想調整会議を開催し、今後の方向性について議論した。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅サービス等を提供できる体制整備が一定程度進んだ。

2) 見解

- ・おおむね順調に進んでおり、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

■ 県南西部医療介護総合確保区域（目標）

- ① 県南西部区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標
 - ・県南東部区域と同様
- ② 計画期間
 - ・県南東部区域と同様

□ 県南西部医療介護総合確保区域（達成状況）

1) 目標の達成状況 2) 見解

- ・県南東部区域と同様

■高梁・新見医療介護総合確保区域（目標）

- ① 高梁・新見区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標
- ・区域外の専門的医療機能を有する医療機関との連携を推進する。
 - ・在宅医療と介護の連携については、患者のニーズに合った包括的かつ継続的な医療・介護サービスの提供が課題であり、基幹病院とかかりつけ医が機能分担する病病連携や病診連携の充実、地域において在宅療養を支援する医療・介護連携体制の強化を図る。
 - ・医師、看護師等の確保・養成に努め、地域における医療提供体制の充実を図る。
 - ・要介護状態等になっても、住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、在宅サービス等の充実・強化を図る。
- ② 計画期間
平成28年4月1日～平成33年3月31日

□高梁・新見医療介護総合確保区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- ・地域卒卒業医師の配置や医療機関への補助、看護師への研修等を通じて、医療従事者の確保が一定程度進んだ。
- ・地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅サービス等を提供できる体制整備が一定程度進んだ。

2) 見解

- ・おおむね順調に進んでおり、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

■真庭医療介護総合確保区域（目標）

- ① 真庭区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標
- ・高梁・新見区域と同様
- ② 計画期間
- ・高梁・新見区域と同様

□真庭医療介護総合確保区域（達成状況）

1) 目標の達成状況 2) 見解

- ・高梁・新見区域と同様

■津山・英田医療介護総合確保区域（目標）

- ① 津山・英田区域の医療と介護の総合的な確保に関する目標
- ・高梁・新見区域と同様
- ② 計画期間
- ・高梁・新見区域と同様

□津山・英田医療介護総合確保区域（達成状況）

1) 目標の達成状況 2) 見解

・高梁・新見区域と同様

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.3】 病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>病床機能報告結果において、高度急性期を担う病床の割合が高くなっているため、必要な病床への転換を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標：現在4, 222床ある高度急性期病床から当面360床を地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等へ転換。(目標年度：平成32年度)</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>地域における急性期から回復期、在宅医療に至る一連のサービスの総合的な確保が課題になっているが、平成27年度病床機能報告をみると、本県の場合、全国に比べ高度急性期機能を担うとする病床が多い。</p> <p>このことは、高度急性期を脱した後の受入が逆に不足するおそれがあるため、地域における協議を踏まえ、地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病床等への転換を促すこととし、転換のための施設整備に対して補助を行う。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	各区域での調整会議の開催(開催回数：75回(5区域で3回/年))	
アウトプット指標(達成値)	<p>平成28年度においては、県内5区域で計8回の地域医療構想調整会議が行われたが、病床転換に係る具体的な整備計画は定まっていない。</p> <p>平成29年度においては、県内5区域で計12回の地域医療構想調整会議が行われ、病床転換に係る具体的な整備計画は定まった1医療機関について、地域医療構想調整会議で承認を得た。</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できなかった 観察できた →</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.5】 訪問薬剤管理指導を推進するための体制整備と普及啓発事業	【総事業費】 6,035 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>在宅医療の推進のためには、訪問による薬剤管理及び多職種でチームを組んでケアを行える薬剤師の育成が必要である。現在県内で訪問薬剤管理指導を行える施設が713施設(人口10万対36.7施設)であり、さらに約250施設(合計960施設、人口10万対50.0施設)増やす必要がある。</p> <p>アウトカム指標：在宅患者訪問薬剤管理指導届出施設（H26: 713施設→H29: 960施設） 平成30年2月1日時点において、759施設の届け出がある。</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>訪問薬剤管理指導を行うために必要な知識・技術を備えた人材を育成するため、年3回程度の研修会及び訪問薬剤管理指導を推進するための体制整備を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 研修会（技術向上・普及啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症患者に対する服薬指導について ・多職種と連携・協働の必要性について ・人生の最終段階における医療（終末期医療）について <p>(2) 訪問薬剤管理指導推進のための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問薬剤管理指導に係る実態調査 ・情報発信・共有のためのホームページ改修 ・在宅可能薬局リスト作成・配布 等 	
アウトプット指標(当初の目標値)	・研修会参加人数：450名	
アウトプット指標(達成値)	<p><平成28年度></p> <p>集合研修と無菌調剤実習研修を開催し、321人が受講した。 集合研修2回298人（1回目103人、2回目195人）、無菌調剤実習研修を13回23人（1回目2名、2回目2名、3回目2人、4回</p>	

	<p>目1人、5回目2名、6回目2人、7回目1人、8回目1人、9回目2人、10回目2人、11回目2名、12回目2名、13回目2名)開催した。</p> <p><平成29年度> 集合研修と無菌調剤実習研修を開催し、603人が受講した。 集合研修3回575人(1回目221人、2回目187人、3回目167人)、無菌調剤実習研修を14回28人(1回目2名、2回目2名、3回目2人、4回目2人、5回目2名、6回目2人、7回目2人、8回目2人、9回目2人、10回目2人、11回目2名、12回目2名、13回目2名、14回目2人)開催した。</p>
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：在宅患者訪問薬剤管理指導届出施設</p> <p>観察できなかつた 観察できた → H28年4月1日現在：759施設 H30年2月1日現在：759施設</p> <p>(1) 事業の有効性 <平成28年度> 講義及び実習を活用して、チームで在宅医療を担い、訪問による薬剤管理指導を行うことができる薬剤師を育成した。また、在宅訪問薬剤管理指導を行うことのできる薬局の情報や課題を収集し、体制整備を行うために、次年度実施予定の実態調査の準備も行うことができた。</p> <p><平成29年度> 平成28年度に引き続き、チームで在宅医療を担い、訪問による薬剤管理指導を行うことができる薬剤師を育成した。また、在宅訪問薬剤管理を行う薬局の情報及び課題の把握のため、実態調査を行い「在宅可能薬局リスト」を作成した。医療機関、在宅療養支援診療所に対しては、医療用麻薬の在庫状況システムの構築を行うため、アンケートを行った。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内の薬剤師や薬局の情報の把握が可能で、薬剤師への研修実績の多い薬剤師会が研修を企画・実施することで、効果的に行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.15】 地域医療連携体制推進事業	【総事業費】 14,748 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域の特性に応じて、退院後の生活を支える在宅医療の充実及び医療・介護サービス提供体制の一体的な整備が必要。 アウトカム指標：退院支援加算を算定している医療機関数（現状:103 施設→H29 年度末:110 施設）	
事業の内容（当初計画）	保健所・支所単位で次のとおり事業を行う。 （1）地域医療連携推進会議の開催 （2）地域連携パスの作成・普及 （3）医療介護連携に関する研修会 （4）県民への在宅医療（かかりつけ医）普及啓発事業 （5）その他	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅療養支援診療所・病院数の増加 （現状:診療所 333, 病院 30→H29 年度末:診療所 352, 病院 38）	
アウトプット指標（達成値）	在宅療養支援診療所・病院数の増加 （H30.3 現在 診療所 304, 病院 36）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：H30.3 現在 107 施設 観察できなかった 観察できた → （1）事業の有効性 住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、退院後地域でも安心して療養生活を送るための体制が必要となる。 地域において複数病院にまたがる入退院のルールをつくるなど、連携体制の構築に向けて一定の進捗がみられた。 （2）事業の効率性 在宅医療と介護については市町村単独では医療資源も少なく、課題の解決が難しいことから、保健所を単位とするある程度広域的に取り組むことで連携体制を構築するものである。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.31】 院内保育運営費補助事業	【総事業費】 243,451 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	病院、診療所の開設者等	
事業の期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>保育を必要とする児童や病児を持つ医療従事者のために病院内保育施設を運営することは、医療従事者離職防止及び再就業促進並びに子育ての各観点から、社会的に大きな意義を持つ事業であり、従って病院内保育施設運営に関する支援が必要である。</p> <p>アウトカム指標：看護職員離職理由調査(H27 看護職員離職者実態調査)における、離職理由「出産・育児・子どものため」の割合を、19.0%→16.0%とする。</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>医療従事者が利用する院内保育施設の運営に対して補助を行う。</p> <p>また、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育(病児等保育)についても補助を行う。</p> <p>医療機関の勤務時間は、夜間・休日の勤務もあるため、これらの勤務形態に対応した保育を行う場合は、補助額の加算を行う。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	支援対象施設及び当該施設における利用者数(看護職員数) H27：44施設・年間利用職員数(実数)3,834人→46施設・3,950人	
アウトプット指標(達成値)	支援対象施設及び当該施設における利用者数(看護職員数) H28：45施設・年間利用職員数(実数)4,360人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 観察できなかった 観察できた →看護職員離職理由調査(H29 年度看護職員離職者実態調査)における、離職理由「出産・育児・子どものため」の割合：19.0%から17.4%に減少した。</p> <p>(1) 事業の有効性 院内保育施設の設置は、出産や育児による医療従事者の離職防止や再就業の促進につながるものである。本事業では、保育規模に応じて補助</p>	

	<p>を行うとともに、休日や夜間の保育、児童保育、病児保育等に対して補助額の加算制度を設けるなど、様々な保育形態に対応した支援を行っており、院内保育施設の安定的な運営の一助となっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>院内保育の規模に応じた基準額の設定及び保育形態・時間等による加算項目設定により、保育実態に応じた効率的な補助が行えている。</p>
その他	